
令和8年 壱岐市議会定例会 6月会議会議録(第6日)

議事日程(第6号)

令和8年6月26日 午前10時00分開議

日程第1	議案第32号	壱岐市監査委員条例の一部改正について	総務産業常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第33号	壱岐市証紙徴収条例の廃止について	総務産業常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第35号	サンドーム壱岐条例の廃止について	総務産業常任委員長報告・可決 本会議・討論あり・可決
日程第4	議案第36号	壱岐市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	総務産業常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第37号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画(変更)の策定について	総務産業常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第34号	壱岐市教職員宿舎の設置に関する条例の一部改正について	市民文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第38号	令和8年度壱岐市一般会計補正予算(第1号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決

本日の会議に付した事件

(議事日程第6号に同じ)

出席議員(16名)

1番 菊池 弘太君	2番 酒井 真吾君
3番 松本 順子君	4番 樋口伊久磨君
5番 武原由里子君	6番 山口 欽秀君
7番 山内 豊君	8番 山川 忠久君
9番 植村 圭司君	10番 清水 修君
11番 赤木 貴尚君	12番 音嶋 正吾君
13番 小金丸益明君	14番 中田 恭一君
15番 中原 正博君	16番 土谷 勇二君

欠席議員(なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 草合 正吉君 議会事務局次長 古賀 和恵君
議会事務局書記 川村 亮君

説明のため出席した者の職氏名

市長	篠原 一生君	副市長	中上 良二君
教育長	山口 千樹君	地域振興部長	塚本 和広君
市民生活部長	目良 顕隆君	健康未来部長	村田 靖君
産業推進部長	松嶋 要次君	社会基盤部長	平本 善広君
消防本部消防長	山川 康君	教育次長	平田 竜次君
総務部次長	小川 和伸君	地域振興部次長	岡部 一也君
健康未来部次長	小金丸茂美君	総務課長	渡野 浩司君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	松永 淳志君
監査委員事務局長	竹藤 浩二君		

午前10時00分開議

○議長(土谷 勇二君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第32号～日程第5. 議案第37号

○議長(土谷 勇二君) 日程第1、議案第32号から日程第5、議案第37号までの5件を一括議題とします。

本件につきましては、総務産業常任委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について、委員長からの報告を求めます。植村圭司総務産業常任委員会委員長。

〔総務産業常任委員長(植村 圭司君) 登壇〕

○総務産業常任委員長(植村 圭司君) 令和8年6月26日、竜崎市議会議長、土谷勇二様。

総務産業常任委員会委員長、植村圭司。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、竜崎市議会会議規則第

110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第32号壱岐市監査委員条例の一部改正について、原案可決。

議案第33号壱岐市証紙徴収条例の廃止について、原案可決。

議案第35号サンドーム壱岐条例の廃止について、原案可決。

議案第36号壱岐市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第37号辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について、原案可決。

委員会意見。議案第35号について、条例廃止後の管理運営を適切に行い、壱岐市全体の発展に貢献する事業として利活用されることを強く要望する。

以上です。

○議長（土谷 勇二君） これから総務産業常任委員会委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 質疑がありませんので、これで総務産業常任委員会委員長の報告を終わります。

〔総務産業常任委員長（植村 圭司君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） これから議案第32号及び第33号の2件について、討論の通告がありませんので、一括して採決を行います。この採決は起立によって行います。

各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（土谷 勇二君） 起立多数です。よって、議案第32号及び第33号の2件は原案のとおり全て可決されました。

次に、議案第35号について討論を行います。

本案については、4名の方から反対討論の通告があつておりますので、これを順次許します。まず、1番、菊池弘太議員。

〔議員（1番 菊池 弘太君） 登壇〕

○議員（1番 菊池 弘太君） 1番議員、菊池弘太。議案第35号サンドーム壱岐条例の廃止について、反対の立場から討論を行います。

この議案は、長年使われていないサンドーム壱岐を民間事業者に貸し出して有効に活用し、行政財産から普通財産へと種類を変えるため、今の条例を廃止しようとするものです。

建物の老朽化が激しく、これから何かを始めるだけでも莫大な改修費用がかかる施設です。これに対し、民間の資金やアイデアを活用して壱岐を盛り上げようとする方向性や手を挙げられた事業者様の熱意そのものは、本市にとって大変ありがたく、歓迎すべきものです。しかしながら、今回の条例を廃止して市の財産の位置づけを変えるという重大な決定に対し、今の段階で賛成することはどうしてもできません。

反対する理由は大きく2点あります。

第1に、条例を廃止して普通財産にすることを判断するための情報が分からない点です。

行政側は、条例の廃止は手続に過ぎず、具体的な事業内容は契約の前であり、協議等に支障が出るという理由で非公開と説明されています。しかし、市が提出した資料には、民間事業者に貸付けを行うために条例を廃止するとはっきりと書かれています。つまり、条例の廃止と特定の事業者への貸出しは切り離すことができません。

普通財産にするということは、市がその施設を自由に長期間貸し出すことができるようになるということであり、議会として慎重に判断すべきです。その判断を行うだけの確かな理由があるのかどうか、それを確かめるための事業計画や会社の概要が非公開のままでは、私たち議会はこの条例廃止が本当に正しいのかどうか、総合的に判断することができません。

これでは中身が分からないまま、市に全てをお任せする状態であり、市民の代表である議会のチェック機能を果たすことができません。

第2に、行政への手続の進め方、順番が根本的に間違っている点です。

今回の条例廃止の概要資料には、地域の活性化に資する利活用を図るため、公募型プロポーザルを実施し、貸付けを行うとあります。しかし、この条例廃止が議会で審議される前の4月8日から公募型プロポーザルが実施され、5月18日には既に事業者が選定されています。

本来の正しい手順であれば、まず議会に条例の廃止を図り、普通財産にすることの承認を得てから、公募プロポーザルを行うべきではないでしょうか。

行政がまだ決まっていない条例の廃止を前提として、先に話を進め、事業者を決めてから議会に、後から条例を廃止するというこの進め方は、議会の審議権を軽視し、既成事実を盾に賛成を迫るやり方と言わざるを得ません。このような順序が逆転した不適切な手続を認めるわけにはいきません。

最後に、私が移住したときから長年放置されているこのサンドームが、民間の力で新しく生まれ変わり、また、壱岐の地元の事業者が多く関わることも知っています。このことにより、新しくできるであろう専門学校によって、二十歳前後の若い学生が増え、活気が生まれること、新しい雇用や事業が生まれる可能性を否定しているものではありません。

今日の今日まで、この議案第35号条例の廃止に賛成することも考えていましたが、判断に必

要な情報が隠され、手続の手順がおかしい現時点において、本議案に反対いたします。

私が述べた2つの反対理由について、公募型プロポーザル実施後、もしくはこの条例が不都合になった時点、あるいは私の資料要求があった時点で、非公開の全員協議会等で説明していただければ、この討論は違ったものになっていたかもしれません。

これで討論を終わります。

〔議員（1番 菊池 弘太君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 賛成討論はありませんか。中原議員。

〔議員（15番 中原 正博君） 登壇〕

○議員（15番 中原 正博君） 賛成の立場で討論いたします。

本議案は、サンドーム壱岐の財産分類を、現在、行政財産となっているのを条例を廃止して普通財産にし、今後、利活用できるようにするためと理解をしておりますが、反対される方は、行政財産のままで、今後も利活用はしないでいいということでしょうか。私には理解に苦しみますが、私だけでしょうか。

以上、本議案に対し、賛成いたします。討論を終わります。

〔議員（15番 中原 正博君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 次に、6番、山口議員。

〔議員（6番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（6番 山口 欽秀君） 議案第35号サンドーム壱岐条例の廃止について、反対討論を行います。

今回の条例廃止については、サンドーム壱岐をこれまでの行政財産から普通財産に変える議案として出されております。しかし、議案を単なる手続上の扱いにしてはならないと考えます。

サンドームをこれから誰が、どのような使い方をするのかははっきりさせる必要があります。イルカパークとの関係でどう進めていくのか、それはイルカパークの今後に関する市の方針とも密接に関わることであります。手続上の扱いにして、今後を考えることをしなければ、問題を曖昧にするだけになります。

条例の廃止に当たって、サンドームの利用方法、利用する専門学校の説明、教育内容、イルカパークの経営を含めた将来の計画や見直しなどを明確に説明すべきであります。しかし、説明資料は極めて不十分であり、納得できるものではありません。

今回のサンドーム壱岐の貸付先の名前は、説明資料にはありません。議会で質問して、初めて答える有様です。サンドームの利用方法についても、しっかりとした説明資料は提出されておられません。質問には答えました。しかし、詳細な説明といえるものではないと考えます。

菊池議員が求めた資料提出要求については、非公開として、サンドームの利用方法を明らかに

することを拒む姿勢であります。会社概要も含めて非公開とは理解できません。

国際志学園が考えている今回の企画内容も示さず、会社概要も示さず、非公開にする、これは丁寧な説明する態度とはいえず、説明責任を果たすものではなく、問題といわなければなりません。国際志学園が壱岐で行う教育をドルフィントレーナー養成をするとの言葉を知っている程度の説明を受けていいのでしょうか。

まず、サンドーム壱岐の利用は国際志学園がどのように使うのか、教室だけで使うのか、他の利用もあるのか、国際志学園がドルフィントレーナー養成をする専門学校としていかなる学校か、今回、壱岐で行う教育内容の概要、教員、生徒数はどれだけの人数か、説明すべきであります。そんな説明資料は一切ありません。

説明資料として、議会に出すべきではないでしょうか。聞くまで答えないというのでは、議会軽視といわなければなりません。

改修費用についても、市が整備することはない、貸付先が負担するとして市の負担は考えないとしつつ、基本的にはとの答弁がありました。また、その後、アスベストを除去することになる可能性があるので、市の負担が発生するかもとの回答を聞いて、その曖昧さに、今後の協議される契約の締結次第でどうなるか、納得して賛成するものではありません。

イルカが死亡したときの市の対応はどのような内容で協定書を締結するのか、イルカパークの経営と今後の国際志学園の運営に関わることです。イルカパークの存続やこれからを説明する議論もなく進めることには賛成できません。イルカパークの経営と国際志学園誘致がどのような形で進んでいくのかについて、市長から6月議会で語られることがなかったのも問題だと思います。

条例廃止を単なる手続上の扱いとするのではなく、詳しい説明資料を提出の上、丁寧な説明が必要です。今回の議案の提案、説明のやり方、内容が納得いくものではないことから、条例の廃止に反対いたします。

〔議員（6番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 賛成討論はありませんか。植村圭司議員。

〔議員（9番 植村 圭司君） 登壇〕

○議員（9番 植村 圭司君） 賛成の立場で討論します。

本条例は、行政サービスの基盤として保護された行政財産で遊休施設のサンドーム壱岐を、利活用の推進を図るため、経済的価値の活用目的に、柔軟に運営しやすい普通財産に変更するものです。

否決になれば、事実上、塩漬け状態のサンドーム壱岐の利活用が、どの事業者であっても進みません。手続を進め、利活用の推進を図ることが肝要と考え、賛成いたします。

以上です。

〔議員（９番 植村 圭司君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 次に、５番、武原由里子議員。

〔議員（５番 武原 由里子君） 登壇〕

○議員（５番 武原 由里子君） 議案第３５号サンドーム壱岐条例の廃止について、反対の立場から討論いたします。

まず、申し上げたいのは、私は、専門学校の誘致や遊休施設の利活用そのものに反対するものではありません。人口減少が進む中、遊休施設を民間の力で有効利用し、雇用や地域活性化につなげようとする考え方は理解しております。

しかしながら、本議案は、市民共有の行政財産であるサンドーム壱岐を普通財産へ移行する重要な議案であり、市民に対して、十分な説明と判断材料が示されたとはいえないから、現時点では賛成することができません。

６月２２日の総務産業常任委員会では、浄化槽や排水設備、消防設備など施設整備に関わる費用については、全て貸付先となる事業者が負担すること、アスベストの対応についてのみ壱岐市が負担する可能性もあると説明がありました。

しかし、その一方で、本事業全体としての財政効果については、依然として十分な説明はなされておられません。施設を遊休施設として維持した場合と、専門学校として活用した場合と比較した投資効果や市民負担がどのように変化するのかを示すシミュレーションは、現時点では示されておられません。

公共施設の利活用には、施設を貸し付けることが目的ではなく、市民共有の財産をどのように生かし、市民の利益につながるのかが目的であるべきです。そのためには、貸付料だけではなく、維持管理費の削減効果や長期的な財政効果を含めた客観的な検証と説明が必要であると考えます。

また、今回の専門学校構想は、イルカパークとの連携も大きな柱とされています。しかし、イルカパークとの連携によって、指定管理者の経営改善や地域経済への波及効果をどのように評価しているのか、さらに、イルカの更新や飼育に関する長期的な責任分担についても、全く説明がされていません。また、専門学校の情報も候補予定者と決定しても、いまだに非公開のままです。

私は、行政には夢を語ることも必要だと思います。しかし、夢を実現させるためには、市民が納得できる根拠と説明が必要です。市民共有の財産を活用することには賛成いたします。だからこそ、なぜ普通財産化するのか、また市民にどのような利益をもたらすのか、長期的な財政効果とリスクをどのように考えているのかを十分に示した上で判断すべきであると考えます。

私は、この壱岐市所有の遊休施設利活用そのものに反対しているわけではありません。むしろ、壱岐の未来につながる事業として成功してほしいと願っております。だからこそ、市民共有の財産を活用する以上、市民が納得できる十分な説明と将来を見据えた検証が必要であると考えます。

成功してほしいからこそ、手続を大切にしていきたい、その思いから、現時点ではその説明は十分とはいえないため、本議案には反対いたします。市民の大切な財産を未来へつなぐという視点から、慎重な御判断をお願い申し上げ、私の反対討論といたします。

〔議員（５番 武原 由里子君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 討論なしと認め、次に、３番、松本順子議員。

〔議員（３番 松本 順子君） 登壇〕

○議員（３番 松本 順子君） 議案第３５号サンドーム壱岐条例の廃止について、反対討論をいたします。

まず、この条例の廃止案は、国際志学園イルカトレーナー学校とセットであることは確かな事実です。

令和６年６月会議の中原議員の一般質問で、サンドームの今後を問われたときに、塚本部長が答弁されておりました。法人または個人を問わず、運営について希望者があったときにおいて、希望者の運営概要等を調査、把握の上、平成２０年度のプロポーザル結果や建設当時の地元との確認事項を参考とし、適当とされる段階で、公平性を期する観点から正式にプロポーザルを募集し、運営再開に向けた事業を行うこととしておりますと答えておられました。

昨年の１２月、イルカパークがイルカトレーナー学校を計画し、指定管理者継続が決まりました。その後、壱岐市が国際志学園とエンゲージメントパートナーシップを締結した後の今回の公募、その今回の公募の結果、応募は志学園のみだったということ、現在、契約に向け進んでいるとのこと。

この条例の廃止が意味するところは、イルカパークの赤字解消のために計画されているイルカトレーナー学校の開校であり、契約がなされれば、この先１０年間の学校経営安定とその後の自動継続を約束するものであり、条例が廃止され、国際志学園との契約がなされれば、サンドームでイルカトレーナー養成学校が開校され、イルカパークの経営が続いていくことを認めることにもなります。ということは、今いるイルカたちで終わりにしてほしいという市民の声は届かず、また新たなイルカの購入が続く可能性があるということです。

私は、動物愛護・動物福祉の観点から、イルカのストレスが増えるであろうトレーナー養成学校にも反対です。壱岐にイルカトレーナー養成学校は要らない。ほかの事業者であれば私も賛成したと思います。このイルカトレーナー学校とサンドーム壱岐条例の廃止がセットである限り、私は賛成できません。反対いたします。

以上です。

〔議員（３番 松本 順子君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 討論なしと認め、これで討論を終わり、議案第３５号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（土谷 勇二君） 起立多数です。よって、議案第３５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３６号及び第３７号の２件について討論の通告がありませんので、一括して採決を行います。この採決は起立によって行います。

各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（土谷 勇二君） 起立多数です。よって、議案第３６号及び第３７号の２件は原案のとおり全て可決されました。

日程第６．議案第３４号

○議長（土谷 勇二君） 次に、日程第６、議案第３４号を議題とします。

本件については、市民文教常任委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について、委員長から報告を求めます。山川市民文教常任委員会委員長。

〔市民文教常任委員長（山川 忠久君） 登壇〕

○市民文教常任委員長（山川 忠久君） 令和８年６月２６日、苓岐市議会議長、土谷勇二様。

市民文教常任委員会委員長、山川忠久。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、苓岐市議会会議規則第１１０条の規定により報告します。

議案番号、議案第３４号。件名、苓岐市教職員宿舍の設置に関する条例の一部改正について。審査の結果、原案可決。

以上です。

○議長（土谷 勇二君） これから市民文教常任委員会委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 質疑がありませんので、これで市民文教常任委員会委員長の報告を終わります。

〔市民文教常任委員長（山川 忠久君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） これから議案第34号について、討論の通告がありませんので、採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（土谷 勇二君） 起立多数です。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第38号

○議長（土谷 勇二君） 次に、日程第7、議案第38号を議題とします。

本件については、予算特別委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について、委員長から報告を求めます。酒井真吾予算特別委員会委員長。

〔予算特別委員長（酒井 真吾君） 登壇〕

○予算特別委員長（酒井 真吾君） 令和8年6月26日、壱岐市議会議長、土谷勇二様。

予算特別委員会委員長、酒井真吾。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、議案第38号。件名、令和8年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）。審査の結果、原案可決。

以上です。

○議長（土谷 勇二君） これから予算特別委員会委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 質疑がありませんので、予算特別委員会委員長報告を終わります。

〔予算特別委員長（酒井 真吾君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） これから議案第38号について、討論の通告がありませんので、採決を

行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（土谷 勇二君） 起立多数です。よって、議案第38号については原案のとおり可決されました。

以上で予定された議事は終了しましたが、この際お諮りします。6月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

ここで、篠原市長より発言の申出がっておりますので、これを許します。篠原市長。

〔市長（篠原 一生君） 登壇〕

○市長（篠原 一生君） 令和8年壱岐市議会定例会6月会議の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員皆様には6月11日から16日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして慎重なる御審議、また様々な御意見、御助言等を賜り、厚くお礼を申し上げます。賜りました御意見等を十分尊重し、市政運営に当たってまいりますので、引き続き皆様方の御支援、御協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案、有人国境離島法改正案の国会審議について御報告いたします。

同法改正案につきましては、6月24日に衆議院内閣委員会での採決にて、全会一致をもって可決され、翌6月25日の衆議院本会議においても、賛成多数にて可決されております。参議院においても円滑に審議が進められ、今国会の会期中に改正法案が成立することを期待しております。

次に、6月6日から9日にかけて開催された令和8年度長崎県高等学校総合体育大会、陸上8種競技において、壱岐高校3年、永田直大さんが3位に入賞し、6月19日から22日にかけて開催された全国高等学校総合体育大会北九州地区予選会においても、見事3位入賞の成績を収められ、7月30日から滋賀県で開催される令和8年度全国高等学校総合体育大会陸上競技大会への出場が決定いたしました。全国大会という大舞台においても、すばらしい結果を期待してお

ります。

さて、幸い本市では、現在のところ大きな災害等は発生しておりませんが、今後、集中豪雨や台風の影響による災害等が起こらないとも限りません。市消防団をはじめ、関係機関と連携し、防災対策には万全を期してまいります。市民皆様におかれましても、気象情報等に十分御注意いただくとともに、日頃の備え等を再度御確認いただきますようお願いいたします。

夏本番を間近に控え、これから壱岐が観光地として最も輝く季節を迎えますが、一方で厳しい暑さも予想されます。熱中症対策など健康には十分御留意され、市民皆様が日々健やかに過ごされますことを心から祈念いたしまして、閉会の挨拶といたします。

〔市長（篠原 一生君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） これをもちまして、令和8年壱岐市議会定例会6月会議を終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時36分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 土谷 勇二

署名議員 小金丸益明

署名議員 中田 恭一